

資料編

自主防災組織の規約(雛形)

〇〇〇町内会・自治会自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇町内会・自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及に関すること
- （2） 地震等に対する災害予防に関すること
- （3） 地震等の発生時における応急活動に関すること
- （4） 防災訓練の実施に関すること
- （5） 防災資機材等の備蓄に関すること
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇町内会・自治会内にある世帯（事務所及び事業所を含む。）をもって構成し、各戸1名を会員として登録する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 2人
- （3） 会計 2人
- （4） 班長 6人
- （5） 監査 1人

2 役員は、会員の互選による。

3 副会長は、班長を兼務することができる。

4 役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任することができる。

5 地震等の発生時において役員に事故あるときは、応急的に会員より臨時代行者を任命することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、活動全体の総括及び指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 会計は、本会の予算の編成、金銭の出納保管及び収支決算を行う。

4 班長は、予防活動及び応急活動に当たり、その指揮をとる。

5 監査は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

6 会長、副会長、会計及び班長は、本部の構成員となる。

(組長)

第8条 組毎に互選された組長は、本部との連携により組内の状況を把握し、住民をまとめるものとする。

(会議)

第9条 本会に、総会及び本部を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、町内会・自治会総会の一部を構成するものとし、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他本部が必要と認める事

(本部)

第11条 本部は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。

2 本部は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他本部が特に必要と認める事

(班の設置)

第12条 本会は、第4条の事業を遂行するため、次の班を置く。

- (1) 総括班
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出・救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食・給水班

（防災計画）

第 13 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- （1）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
- （2）防災知識の普及に関すること
- （3）防災訓練の実施に関すること
- （4）地震等の発生時における応急活動に関すること
- （5）その他必要な事項

（経費）

第 14 条 本会の運営に関する経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第 15 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（規則の改正）

第 16 条 この規約は、〇〇〇町内会・自治会規約に準ずる方法をもって改正できるものとする。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

自主防災組織の防災計画（雛形）

〇〇〇町内会・自治会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇〇町内会・自治会自主防災会の防災活動について、必要な事項を定める。

2 会員の責務

自主防災会の会員は、常時において災害の発生を未然に防止又は軽減するための消火器等の点検整備に努めるとともに、発生時の物的及び人的被害を最小限に食い止めるため、会員相互が一致協力して対策を講じる責務を負うものとする。

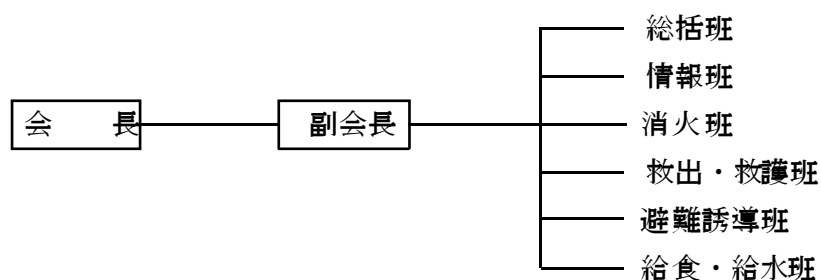
3 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- （１） 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- （２） 本部活動に関すること
- （３） 各班の活動に関すること
- （４） 防災知識の普及に関すること
- （５） 防災訓練の実施に関すること
- （６） 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること

4 防災組織の編成

防災計画を遂行し、また、災害発生時等の応急活動を行うため、次のとおり防災組織を編成する。ただし、災害発生時等の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、自治会の各組の組長が本部と連携をとり組内の状況を把握し、住民をまとめるものとする。



5 防災知識の普及

地域住民の防災知識の高揚を図るため、次により防災知識の普及を行う。

（１） 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画
- イ 地震、火災、風水害等についての知識
- ウ 地域の防災環境に応じた知識

エ 家庭における防災知識

オ その他の防災知識

(2) 普及の方法

ア 印刷物、ポスター等の配付、回覧及び掲示

イ 座談会、講演会、展示会等の開催又は案内

(3) 実施時期

防災週間、火災予防運動期間等防災関係諸行事の行われる時期に実施する。

6 防災訓練

大地震等の発生に備えて、次により防災訓練を実施する。

(1) 個別訓練

ア 情報連絡訓練

イ 初期消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 給食・給水訓練

(2) 総合訓練

市主催による総合防災訓練に参加して各種個別訓練を行う。

(3) 訓練計画と周知

訓練実施にあたっては、文書回覧等により目的、実施要領等を明らかにして行う。

(4) 訓練の実施時期及び回数

訓練は、原則として市主催による総合防災訓練並びに春季及び秋季の火災予防運動期間内に実施する。

7 本部の活動

本部は、次の事項を行う。

(1) 組織の活動方針の企画、立案及び実施

(2) 各班、行政機関等との連絡調整

8 情報の収集伝達（情報班）

被害状況等を把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次により行う。

(1) 地域内の災害情報及び防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要な情報を町内会・自治会内の住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

9 初期消火（消火班）

発災時に火災が発生した場合は、延焼火災への拡大を未然に防止するため、次により初期消火活動を行う。

(1) 初期消火活動

地域内において火災が発生した場合は、的確な情報に基づき消火班を中心に会員相互が協力し、初期消火にあたる。

(2) 消防機関への出動要請

延焼火災への拡大のおそれがある場合は、的確な判断により迅速に消防機関への出動要請を行う。

1 0 救出・救護（救出・救護班）

(1) 救出・救護活動

建物や樹木の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動及び応急措置を行う。また、現場付近の者は、積極的に協力する。

(2) 医療機関

負傷者が医師の手当てを要すると認められる場合は、公立阿伎留医療センター又は最寄りの医院若しくは救護所に搬送するものとする。

(3) 防災関係機関への出動要請

救急車、その他防災関係機関による救出が必要と認められた場合には、防災関係機関への出動を要請する。

1 1 避難対策（避難誘導班）

火災等により地域住民の人命に危険が予想される場合には、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長等の避難勧告等があったとき又は会長が必要と認めたときは、会長は、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

会長の避難誘導の指示に基づき、住民を非難場所に誘導する。その場合、弱者（高齢者、病人、身体障がい者、幼児等）の確認を行う。

(3) 避難場所は、神社境内等とする。

1 2 給食・給水（給食・給水班）

避難場所等における給食・給水は次により行う。

(1) 給食の実施

市等から配布された食糧等により、炊き出し等の給食活動を行う。

(2) 給水の実施

市から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 3 初期消火器材の装備と防災点検

(1) 初期消火器材の装備

迅速な初期消火活動を可能にするため、各家庭に次のような消火器材を備える。

消火器、消火バケツ、はしご等

(2) 防災点検

大地震等における出火防止、危険防止及び迅速な対応の徹底を図るため、毎月1日を「防災点検日」とし、各家庭において次の事項を重点に点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及び周囲の整理整頓

- イ 可燃性危険物の保管状況
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火用器材の整備状況
- エ 建築物等の危険箇所の状況
- オ 非常持出袋、服装、応急用品及び備蓄品のチェック

1 4 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

（１） 配備計画

防災資機材等の備蓄及び管理については、種類、数量、保管場所、管理方法等本部が立案し、計画的に行う。

（２） 定期点検等

毎年９月第１日曜日に定期点検を実施するとともに、必要に応じ随時点検を行う。

（本計画の施行 平成 年 月 日）

防災資機材チェック表

区 分	品 名	必要度	チェック	備 考
避難者確認等	テント	A		
	机	A		
	筆記用具一式(避難者名簿等含む)	A		メモ用紙なども
	テープ類(セロテープ、ガムテープ等)	A		
情報伝達用具	メガホン	A		
	トランシーバー	B		
消火活動用具	消火器	A		
	バケツ(三角バケツ等)	A		
	可搬ポンプ	B		
	ホース	B		
障害物除去及び 救出用具	バール(大型のもの 例:1m 程度)	A		
	のこぎり	B		
	はしご	B		
	掛矢(大)	B		
	おの・なた	C		
	スコップ	A		
	つるはし	C		
	ペンチ	B		
	ジャッキ	B		
	ハンマー(大ハンマー、片手ハンマー)	B		
	チェーンソー	B		
	一輪車	B		
救急用具	救急セット	A		
	担架	A		
避難活動及び 避難者対応用具	ライト類(懐中電灯等)	A		
	のぼり旗・腕章	A		
	ロープ	B		
	発電機	B		
	照明器具(投光器等)	B		
給食活動用具	釜セット	A		
	鍋	A		
	薪(又はその他燃料、ガスコンロ等)	A		
そ の 他	ブルーシート	A		
	土のう袋	B		水害対応等
	毛布	B		

※必要性が高いと思われるものをAからCの三段階に分けて表記しています。上記チェック表に挙げた品目のほか、地域特性を考慮し、必要な用具類を加えて地域のチェック表としてください。

※資機材等については、各町内会・自治会の運営費を充てるほか、東京都の「地域の底力再生事業助成制度」等を活用し計画的に整備してください。

DIG(災害図上訓練)

災害図上訓練（DIG：Disaster Imagination Game。以下「DIG」）は、参加者が地図を囲み、楽しく議論することで、わがまちに起こりうる災害像をより具体的にイメージすることができる防災教育、ワークショップツールの一つです。

近年、多くの防災研修会で災害図上訓練 DIG が実施されていますが、もともとはこの DIG は富士常葉大学の小村氏と三重県のグループにより考案されたものですが、多くの方々の手により、今やその実施の仕方やお手前は千差万別です。ただ、その中には、単に形をまねていだけで、何のために DIG をやっているのか、きちんと位置づけていない研修（マガイモノ DIG）もあります。ただ、参加者を防災へ関心を向けるべく盛り上げるためだけの DIG には全く意味がありません。先の講演でもお話した地域防災における DIG の位置づけを理解することが重要です。

防災・安心地域委員会では、市と協働して取り組んでいる「地域防災リーダー育成事業」の研修メニューとして、平成 23 年度以降、毎年、山口大学大学院の瀧本浩一准教授を講師に迎え、DIG を実施しています。この DIG を通して参加者どうしの距離が近づき、まちづくりをする上での重要な人と人との関係も育まれます。

以下紹介するデータは、瀧本教授が指導時に使用するスライドをまとめたものです。DIG で使用する備品類は、防災・安心地域委員会本部で所有しています。DIG の実施を希望する場合は、各地区の防災・安心地域委員会役員に相談してください。

<共通の作業>

- ・風水害、地震などのすべての災害を対象に準備段階として行う共通の作業。普段は気づかない「まちのつくり」（狹隘道路、河川、公園等、避難所、防災資源）の確認と検討を行う。（地図への色塗り）

<風水害がテーマの場合>

- ・あらかじめ洪水・土砂ハザードマップがあればこれを活用し、見るできない災害の外力（浸水域等）を地図上で明らかにして、具体的な被害像へ結びつけます。つまり、対象となるハザードをしっかりと認知させ、加えて、参加住民の持っている災害履歴の提示、対策に向けた考え方などを議論して引っ張り出し、参加者の中で共有させる。（面的相場観）これにより、風水害に対する地域の弱みと強みを理解し、事前に行なうべき必要な対応、対策（時間的相場観）について講じるきっかけをつくる。（地図塗りと議論）特に、台風接近については時間軸をはっきり意識させた検討をさせる。（状況・課題付与と議論）
- ・浸水発生後の対応や瓦礫処理等の復旧について検討させる。（状況・課題付与と議論）

<地震災害がテーマの場合>

- ・行政が出す地震被害想定震度分布を示し、家屋倒壊率（数）や木造密集地域の火災延焼など地震による被害発生とその範囲を具体的に検討させる。これにより地震により出現する地域の様相（面的相場観）について把握させ、地域の強み弱みを知る。（地図への色塗り作業）
 - ・地震発生から発災直後の対応に必要な事項について検討する。（状況・課題付与と議論）
- ※以上を着色、シール貼りする色は信号色を基本とし、水系は青・水色、土砂系は茶色とする。

防災訓練等で使用するアルファ化米提供申請書

あきる野市総務部地域防災課長 殿

申請日：平成 年 月 日

申請団体	
申 請 者	氏名：
	住所：
	電話： — — （□自宅／□携帯／□会社／□その他）
使用目的	☐ 地域における防災訓練での炊出し訓練用 ☐ その他（ ）
使用予定	平成 年 月 日 （ ）
会 場	
参加予定	約 人 （想定：□町内会・自治会／□消防署／□消防団／□PTA／□青少健／□その他）
予定数量	食
受取予定	平成 年 月 日 （ ） □午前／□午後 時頃
そ の 他	① 訓練等実施後、報告書を市役所地域防災課に提出してください。 ② 参加予定人数を上回る数量のアルファ化米の提供はできません。 ③ 未使用のアルファ化米（未開封のもの）は、返却してください。 ④ 備蓄米の在庫状況によっては、提供できない場合もあります。
備 考	

【問合せ・提出先】

あきる野市総務部地域防災課防災安全係（庁舎4階南側）

TEL. 042-558-1111 (内線2342)

防災訓練報告書

提出日：平成 年 月 日

訓練実施日時	平成 年 月 日 () : ~ :		
実施主体	名称		
	代表者	(連絡先 ☎ - -)	
実施場所			
参加者	参加人数 (合計) 人		
	[内訳] 自主防災組織 人 (※訓練実施運営スタッフ等) 町内会・自治会 人 (大人 人、小学生以下 人) 消防団員 人 (第 分団第 部) 消防署員 人 その他 人 (内訳:)		
訓練内容 [実施訓練項目の 全てにチェックを 入れてください。]	☐ 防災コンクール ☐ 安否確認訓練 (安否確認旗の確認) ☐ 避難訓練 ☐ 身体防護訓練 (机の下に隠れる等) ☐ 初期消火訓練 (消火器訓練) ☐ 消火訓練 (可搬ポンプ・消火栓等) ☐ 119番通報訓練 ☐ 通信訓練 (無線機等) ☐ 煙体験ハウス ☐ 救出訓練 (障害物の除去等) ☐ 救急・救命訓練 (三角巾等) ☐ 救急・救命訓練 (AED) ☐ 担架作成・搬送訓練 ☐ 給食訓練 (炊出し訓練) ☐ 起震車による地震体験訓練 ☐ 講演会等 ☐ 図上訓練 ☐ 避難所運営・体験訓練 ☐ その他 ()		
使用資機材等 [使用資機材全て にチェックを入れ てください]	☐ アルファ化米 (食) ☐ その他 () ☐ テント ☐ トランシーバー ☐ その他 () ☐ リヤカー ☐ ジャッキ ☐ その他 () ☐ 拡声器 ☐ バール ☐ その他 ()		
特記事項			

※訓練終了後、本報告書を市役所総務部地域防災課防災安全係（庁舎４階南側）に提出してください。
※添付資料として、訓練の様子が分かる写真を付けてください。また、訓練実施に関するチラシ等がある場合は、併せて添付願います。

■ 災訓練報告書 (記入例)

防 災 訓 練 報 告 書		
提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日		
訓練実施日時	平成〇〇年××月△△日(□) 8:00 ~ 12:30	
実施主体	名 称	〇〇〇〇町内会
	代表者	あきる野 太郎 (連絡先 ☎ 042-558-1111)
実施場所	都立秋留台公園	
参加者	参加人数(合計) 200 人	
	[内訳] 自主防災組織 20 人 (※訓練実施運営スタッフ等) 町内会・自治会 160 人 (大人 125 人、小学生以下 35 人) 消防団員 10 人 (第 8 分団第 1 部) 消防署員 10 人 その他 人 (内訳:)	
訓練内容 (実施訓練項目の 全てにチェックを 入れてください。)	☐ 防災コンクール ☒ 安否確認訓練 (安否確認旗の確認) ☒ 避難訓練 ☐ 身体防護訓練 (机の下に隠れる等) ☒ 初期消火訓練 (消火器訓練) ☐ 消火訓練 (可搬ポンプ・消火栓等) ☒ 119番通報訓練 ☐ 通信訓練 (無線機等) ☐ 煙体験ハウス ☐ 救出訓練 (障害物の除去等) ☒ 救急・救命訓練 (三角巾等) ☐ 救急・救命訓練 (AED) ☐ 担架作成・搬送訓練 ☒ 給食訓練 (炊出し訓練) ☐ 起震車による地震体験訓練 ☐ 講演会等 ☐ 図上訓練 ☐ 避難所運営・体験訓練 ☒ その他 (リヤカーによる災害時要援護者搬送訓練)	
	使用資機材等 [使用資機材全て にナエツクを入れ てください] ☒ アルファ化米 (200 食) ☒ その他 (炊出し用かまど) ☒ テント ☐ トランシーバー ☐ その他 () ☒ リヤカー ☐ ジャッキ ☐ その他 () ☐ 拡声器 ☐ パール ☐ その他 ()	
特記事項	安否確認旗を活用しての見守り訓練実施後、一時避難場所から、都立秋留台公園に移動して、体験型訓練等を実施した。 今回の訓練では、災害時に一人で逃げるのが困難な人を救出する訓練を併せて実施し、地域の見守り体制が強化されたと考えている。	

※訓練終了後、本報告書を市役所総務部地域防災課防災安全係(庁舎4階南側)に提出してください。
 ※添付資料として、訓練の様子が分かる写真を付けてください。また、訓練実施に関するチラシ等がある場合は、併せて添付願います。

☞ 地域で防災訓練を実施した場合は、左ページの報告書様式をコピーし、上記記入例を参考に報告書を作成し、市役所総務部地域防災課防災安全係(庁舎4階南側)に提出してください。報告書には、写真の添付も必要です。

■■■■■ 防災コンクール競技場配置及び競技内容等 ■■■■■



【防災コンクールの流れ】

	《1》競技者3名は、イスに座って待機しています。 《2》指導員の合図で、テーブルの下に潜ります。競技者は、机の脚の上部をしっかりと握り、できるだけ体全体が隠れるようにします。 《3》20秒後、指導員の合図で、机の外へ出ます。1番員は全員の安全を確認し、次の行動を指示します。 [1番員の問い掛け(例)] 全員無事ですか。 [2・3番員の応答(例)] ケガはありません。or * 無事です。 [1番員の指示(例)] 2番員はブレーカーを落とせ、3番員は火の元を消せ。 [2番員の復唱(例)] 2番員、ブレーカーを落とします。 [3番員の復唱(例)] 3番員、火の元を消します。
	《1》火元・電気・ガスの確認 [2番員の報告(例)] 2番員、ブレーカーを落としました。 [3番員の報告(例)] 3番員、火の元を消しました。 《2》指導員の「火災発生！」の号令で、次の競技《3》へ移ります。
	火事の通報 * 競技者3名は、③のテーブル前に立ち、測定器に向かって「火事だー！」と大声で叫びます。 * 基準の 100db を超えると係員が白い旗を上げるので、それを合図に次の競技《4》へ移ります。
	煙体験 * 競技者3名は、1番員を先頭に煙ハウス(テント)内に入ります。テント内では、ハンカチ等で口を覆ってください。 * 移動の際は、体勢を低く(90cm 位の高さを維持)して、壁面を手でさわりながら中を通り抜けます。 * 1番員は、煙ハウスを出たら、全員の安全を確認《①《3》と同じ要領》し、声を出して次の行動を指示します。 [1番員の指示(例)] 1番員は 119 番通報《5》を行います。2番員、3番員は救助《7》に向かえ。
	119 番通報(1番員) * 災害発生場所の住所と目標物、何が燃えているのかを、落ちついて通報します。
	初期消火(1番員) [1] 消火器を持って火点の3m 前に移動 [2] 消火器を地面に置き、安全ピンを抜いて、ホースを外し、レバーを握り、的を狙って放水します。 ※ 指導員が白い旗を上げたら、消火器を元の位置の戻し、次の競技(担架)へ移ります。⇒ 2・3 番員と合流
	救助(2・3 番員) * 下敷きになったダミー人形を、ジャッキを使って救出します。 * 119 番通報、初期消火を完了した 1 番員が合流後は、1 番員の指示に従い、安全管理を行ないながら作業を進めます。
	手当て * 救出した人形に、三角巾で手当て(脚部を手当て)をします。
	担架の作成と負傷者の移動 * 竹ざおと毛布で担架を作成します。 * 救助したダミー人形の横に担架を置き、注意して担架に乗せます。(負傷者の移動が少ないよう配慮)
	負傷者搬送 * 競技者3名は、竹竿と毛布で担架を作り、救助したダミー人形をゴールへ搬送します。 * 担架を持ち上げるのは 2・3 番員になります。1番員は、安全確認と 2・3 番員及び負傷者(ダミー人形)への声掛けを行います。 * 搬送時は、実際のけが人を搬送するように走らず、揺れが少ないよう、丁寧な作業を心掛けてください。 * 担架に乗せたダミー人形の頭の位置が、脚よりも低くならないようにしてください。 ※ 搬送時の人形の向き: 担架に載せた人形の足側がゴール方向。

【119番通報】 対応マニュアル

指 導 員

1 番 員

①

119番、消防署です。
火事ですか、救急ですか。



〇〇です。

②

住所(場所)はどこですか。



住所(場所)は、〇〇市
〇〇町〇〇番地〇〇号です。

③

近くに何か目標が
ありますか。



〇〇の隣です。

④

今お使いの電話番号を
言ってください。



〇〇〇-〇〇〇〇です。

⑤

わかりました。
何が燃えていますか。



〇〇が燃えています。

⑥

わかりました。
直ちにそちらへ向かいます。

上のような内容
を、ランダムにいくつ
か聞いてきます。
※全て聞かれる訳
ではありません。



救助作業（２・３番員）

【役割分担】

救助活動を行う際の役割分担は、下表のようになります。

※救助作業を行う際は、２番員、３番員ともに、負傷者（ダミー人形）への声掛けを行ってください。

担 当	作業内容
２ 番 員	①３番員が指示した位置にジャッキをセットし、空間が崩れないよう注意しながら負傷者（ダミー人形）を救出できる状態（隙間を広げる）にします。 ②３番員の指示でジャッキアップ作業を中断します。 ③３番員が負傷者（ダミー人形）の救出を行っている間、周囲の状況（安全）を確認・監視してください。
３ 番 員	①救出の障害となる箇所や隙間の状況を確認し、負傷者（ダミー人形）に負荷が掛からず、安全に作業を行えると判断した位置にジャッキをセットするよう２番員に指示を出します。 ②２番員がジャッキアップしている間、隙間等の状況を確認し、負傷者（ダミー人形）に負担が掛かっているようなら、負担を軽減するよう２番員に指示を出してください。 ③負傷者（ダミー人形）を救出できるだけの空間ができたなら、２番員に作業を中断するよう指示を出し、下図の要領で負傷者（ダミー人形）を救出してください。 負傷者（ダミー人形）の背中側に周り、負傷者の片腕を図のように折り曲げ、両脇の下から手を回し、その腕をつかみ、後方に引きずり出します。 ※この作業は、一人で行います。

手当て（三角巾）

【役割分担】

2 番員、3 番員のどちらかが三角巾を巻き、もう一人は補助（負傷者の体勢を維持するための支えなど）を行います。

※どちらが、どの作業を行うかについては決まっていませんので、チームごとに決めてください。

【三角巾を巻く位置】

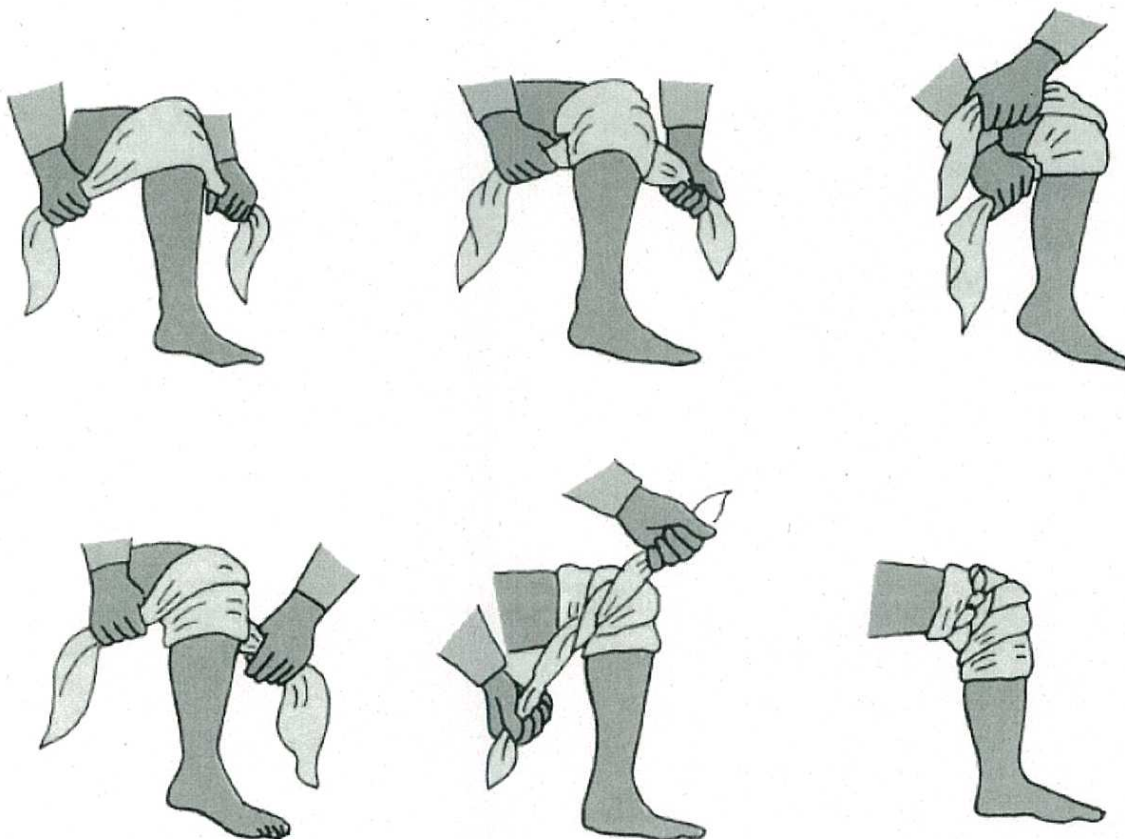
※三角巾は負傷者（ダミー人形）の脚（ひざの部分）に巻いてください。

※負傷している箇所には印が付いているので、その部分を手当てするようにしてください。

※三角巾を巻く際は、結び目の部分が負傷した部分に当たらないようにしてください。

【三角巾の巻き方】

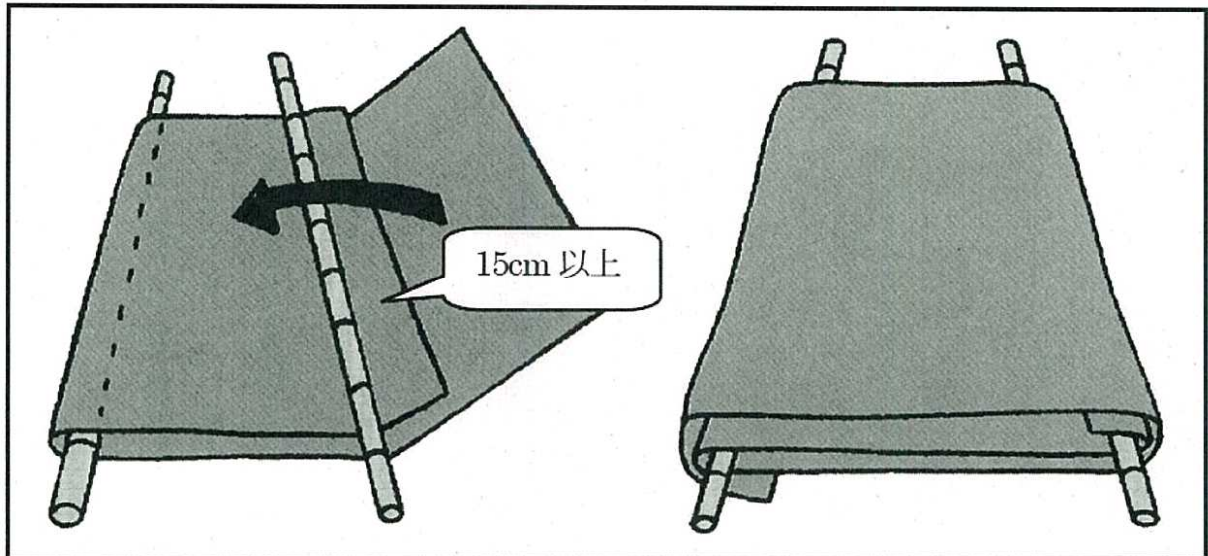
下の図を参考に、三角巾を負傷者（ダミー人形）に巻いてください。



担架の作成

【担架の作り方】

- ①毛布を広げ、短い辺と平行に毛布の中央に竹ざおを1本置きます。
- ②毛布の片側を折ります。
- ③巻き込みの折りしろ分を15cm以上とれる位置に、2本目の竹ざおを置きます。
- ④折りしろ側の毛布を折り返して完成です。



【負傷者(ダミー人形)を担架に乗せる際の注意】

負傷者を動かしたり運んだりすると、どんなに慎重に運んでも必ず負傷者に動揺を与えてしまいます。苦痛を与えず安全に搬送するため、担架を作ったら、負傷者(ダミー人形)を動かすのではなく、担架を負傷者(ダミー人形)の横に持って行きます。また、乗せた負傷者(ダミー人形)の頭が担架からはみ出すことのないようにしましょう。

1 番 員 審 査 表

実施順序 番

〇〇地区 A

審 査 項 目			減 点
地震発生時の 初動措置	身体防護要領は適切 か	①机の脚の上部をしっかりと掴んでいたか。 ②概ね全身が机の下に隠れていたか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	2・3番員への指示等 は適切か	安全確認後、次の動作の指示をしたか。 した場合「減点なし」、しなかった場合「減点2」	0・2
火災発見の 伝達	測定器の前で「火事だ ー！」と発声	100dB以上の場合「減点なし」、100dB未満の 場合「減点2」	0・2
避 難	煙ハウス内を通過時 の姿勢等	①姿勢を低く、壁等を触りながら移動したか。 ②ハンカチ・タオル等で口鼻を覆ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	人員の確認と2番・3番 員への指示 (煙ハウス通過後)	①ハウスを全員無事通過したかの確認 ②2番・3番員に、次の行動を指示したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
119番通報	119番操作は適切か	119番を正しく押したか。(110番を押す人がい る。)	0・2
	通報内容は、良好か	①「火事」か「救急」を言ったか。 ②正確な住所と、何が燃えているかを落ち着い て伝えたか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
初期消火	「火事だー！」と周囲に 知らせたか	消火器を持つ前に、「火事だー」と周囲に知らせ たら「減点無し」	0・2
	消火器の搬送要領は 適切か	①搬送途中でホースを外したりしていないか。 ②火に近づきすぎでないか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	消火器の操作方法是 適切か	「①消火器を地面に置く、②安全ピンを抜く、③ ホースを外射的に向け、レバーを握る。」の順で 操作したか。全て出来ていれば「減点無し」	0・2
応急担架作成	2・3番員との連携要領	適切な場合は「減点無し」、ある程度できていれ ば「減点1」、できていない場合は「減点2」	0・1・2
	作成要領は適切か	①毛布への棒の置く位置は適切か。 ②毛布の折り込み、折返し(15cm以上)は適切か。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
担架搬送	収容要領は適切か	①要救助者の横に担架を置いたか。 ②実際のけが人の扱いと同じ注意を払ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	搬送要領は適切か	2番・3番員の補助をしているか。	0・1
		要救助者の頭や腕が担架から落ちていないか。	0・1
		要救助者や2番・3番員に声掛けをしているか。	0・1
		担架や周囲の状況を確認しているか。	0・1
全般 (加点)	呼称や号令は適切か	競技全般を通し、それぞれ、優れていた場合は 「加点2」、標準的(普通)の場合「加点1」、劣る 場合は「加点なし」とする。	2・1・0
	チームワーク・安全管理		2・1・0
減 点 合 計			

2 番 員 審 査 表

実施順序 番

〇〇地区 A

審 査 項 目			減 点
地震発生時の初動措置	身体防護要領は適切か	①机の脚をしっかりと掴んでいたか。 ②全身が机の下に隠れていたか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	1 番員の安全確認に 応答し、指示を復唱したか	安全確認に応答し、指示事項を復唱したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	電気ブレーカーを遮断 したか	ブレーカーを遮断し、作業完了を報告したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
火災発見の 伝達	測定器の前で「火事だ ー！」と発声	100dB以上の場合「減点なし」、100dB未満の 場合「減点 2」	0 . 2
避 難	煙ハウス内を通過時 の姿勢等	①姿勢を低く、壁等を触りながら移動したか。 ②ハンカチ・タオル等で口鼻を覆ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	1 番員の安全確認に 応答し、指示を復唱したか	安全確認に応答し、指示事項を復唱したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
救出要領	ジャッキの取扱い等	①ジャッキの位置は、適切か(3 番員の指示通り 配置したか。ジャッキ・アップの際、不安定になっ たり、要救助者に危険を与えた場合、減点。) ②ジャッキを上げる時、反対側や要救助者の挟 まれている場所を確認しているか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	3 番員との連携要領	お互いに確認呼称をしているか。	0・1・2
応急救護要領	三角巾の取扱い	八つ折り・四つ折りなど、三角巾を適切な幅にし て使用したか。	0・1・2
	三角巾の結び方	①適切な位置に巻いているか。 ②結び目が傷口を避けて結べたか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
応急担架作成	1・3 番員との連携要領	適切な場合は「減点無し」、ある程度できていれ ば「減点 1」、できていない場合は「減点 2」	0・1・2
	作成要領は適切か	①毛布への棒の置く位置は適切か。 ②毛布の折り込み、折返し(15cm 以上)は適切か。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
担架搬送	収容要領は適切か	①要救助者の横に担架を置いたか。 ②実際のけが人の扱いと同じ注意を払ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	搬送要領は適切か	①搬送している時、動揺を与えてないか。 ②頭が足より下がっていないか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
全般 (加点)	呼称や号令は適切か	競技全般を通し、それぞれ、優れていた場合は 「加点2」、標準的(普通)の場合「加点1」、劣る 場合は「加点なし」とする。	2・1・0
	チームワーク・安全管理		2・1・0
減 点 合 計			

3 番 員 審 査 表

実施順序 番

〇〇地区 A

審 査 項 目			減 点
地震発生時の初動措置	身体防護要領は適切か	①机の脚をしっかりと掴んでいたか。 ②全身が机の下に隠れていたか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	1 番員の安全確認に 応答し、指示を復唱したか	安全確認に応答し、指示事項を復唱したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	コンロの火を消したか	コンロを遮断し、作業完了を報告したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
火災発見の伝達	測定器の前で「火事だー！」と発声	100dB以上の場合「減点なし」、100dB未満の場合「減点 2」	0・2
避難	煙ハウス内を通過時の姿勢等	①姿勢を低く、壁等を触りながら移動したか。 ②ハンカチ・タオル等で口鼻を覆ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	1 番員の安全確認に 応答し、指示を復唱したか	安全確認に応答し、指示事項を復唱したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
救出要領	2 番員への指示、安全確認	①適切な位置にジャッキを設置するよう指示できたか。 ②反対側や要救助者の挟まれている場所を確認しているか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	2 番員との連携要領	適切な場合は「減点無し」、ある程度できていれば「減点 1」、できていない場合は「減点 2」	0・1・2
応急救護要領	負傷者の救助	①負傷者の抱え方は適正か。 ②負傷者を安全な位置まで救出したか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	手当ての補助	①負傷者の体勢を維持できているか。 ②負傷者へ声掛けをしているか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
応急担架作成	1・2 番員との連携要領	適切な場合は「減点無し」、ある程度できていれば「減点 1」、できていない場合は「減点 2」	0・1・2
	作成要領は適切か	①毛布への棒の置く位置は適切か。 ②毛布の折り込み、折返し(15cm 以上)は適切か。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
担架搬送	収容要領は適切か	①要救助者の横に担架を置いたか。 ②実際のけが人の扱いと同じ注意を払ったか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
	搬送要領は適切か	①搬送している時、動揺を与えてないか。 ②頭が足より下がっていないか。 ※1つ1点。両方出来ていれば「減点無し」	0・1・2
全般 (加点)	呼称や号令は適切か	競技全般を通し、それぞれ、優れていた場合は「加点2」、標準的(普通)の場合「加点1」、劣る場合は「加点なし」とする。	2・1・0
	チームワーク・安全管理		2・1・0
減 点 合 計			

**防災・安心地域委員会所有
防災コンクール資機材及び図上訓練用備品貸出申請書**

申請日：平成 年 月 日

防災・安心地域委員会本部長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

受 付 No.	[H] No.
使用日時	平成 年 月 日() : ~ :
使用目的	☐ 防災訓練(又は防災コンクール) ☐ DIG(災害図上訓練) ☐ その他
使用会場	
申請備品	【防災コンクール関連資機材】 ☐ 水消火器(クレンダー) (本/6本) ☐ 煙発生装置(セット/2セット) ☐ ブレイカー装置(台/3台) ☐ 電話通報装置(セット/2セット) ☐ 騒音測定器(台/2台) ☐ 煙ハウス用腰巻ビニール ☐ 紅白手旗 (紅: 本/3本、白: 本/3本) ☐ ゼッケン(セット/3セット) ※1、2、3、4、補の5枚 ☐ ダミー人形(体/2体) ☐ 三角巾(枚/4枚) ☐ 担架用毛布及び竹ざお(セット/2セット) ☐ その他(.....) 【DIG(災害図上訓練)備品】 ☐ 研修用備品類収納 BOX (BOX/2BOX) ※1BOX で10テーブル程度対応可能な備品類を収納 ☐ 透明フィルム ☐ 拡大住宅地図(地区名: /枚数: 枚)
返却予定日	平成 年 月 日()
備 考	

※資機材及び備品は、地域防災課防災安全係(事務局・市役所4階南側)で保管しています。利用希望がある場合は、予約・貸出状況を確認の上、本申請書の写し(コピー)に必要事項を明記し、事務局に提出してください。

指定緊急避難場所及び指定避難所について

市において、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、以下のとおり指定緊急避難場所と指定避難所を指定しています。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

【指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

地区	番号	施設名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定 避難所	帰宅 困難
					地震 (火災)	土砂	洪水		
東 秋 留	1	南秋留児童館	雨間 801-2	100	②	○	○		
	2	南秋留小学校校庭	雨間 810	9,000	○	—	—		
	3	南秋留小学校体育館	雨間 810	364	①	△	△	○	
	4	鳥居場会館	雨間 999-2	175	②	△	○		
	5	いきいきセンター	雨間 1946	50	②	△	○		
	6	東部図書館エル ※会議室、エントランス部分	野辺 39-27	100	—	—	—	—	○
	7	前田小学校校庭	野辺 92	7,207	○	—	—		
	8	前田小学校体育館	野辺 92	364	①	○	○	○	
	9	前田児童館及び野辺 地区会館	野辺 126-4	270	②	○	○		
	10	若竹児童館	野辺 1123	100	②	○	○		
	11	東秋留小学校校庭	野辺 1123	6,391	○	—	—		
	12	東秋留小学校体育館	野辺 1123	358	①	○	○	○	
	13	玉見会館	小川東 2-9-8	200	②	○	○		
	14	秋多中学校校庭	二宮 334	15,130	○	—	—		
	15	秋多中学校体育館	二宮 334	621	①	○	△	○	
	16	都立秋留台公園	二宮 673-1	60,000	○	—	—		
	17	秋川体育館	二宮 683	1,639	①	○	○	○	
	18	中央公民館	二宮 683	600	①	○	○	○	
	19	二宮地区会館	二宮 1151	175	②	○	○		
	20	総合グラウンド	二宮東 1-11-2	52,074	○	—	—		
	21	屋城小学校体育館	二宮東 1-12-1	364	①	○	○	○	
	22	屋城児童館	二宮東 1-13-1	110	②	○	○		
	23	都立秋留台高等学校校庭	平沢 153-4	12,800	○	—	—		
	24	東中学校校庭	平沢 200	12,269	○	—	—		
	25	東中学校体育館	平沢 200	524	①	○	○	○	
	26	農業会館	平沢 300-2	125	②	○	○		

地区	番号	施設名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定 避難所	帰宅 困難
					地震 (火災)	土砂	洪水		
多 西	27	草花台会館	草花 1327-1	105	②	○	△		
	28	多西児童館	草花 2572	165	②	○	○		
	29	多西小学校校庭	草花 2885	10,910	○	—	—		
	30	多西小学校体育館	草花 2885	358	①	△	○	○	
	31	草花小学校校庭	草花 3130	9,409	○	—	—		
	32	草花小学校体育館	草花 3130	364	①	○	△	○	
	33	草花児童センター	草花 3130	165	②	○	△		
	34	御堂中学校校庭	草花 3322	15,886	○	—	—		
	35	御堂中学校体育館	草花 3322	645	①	△	○	○	
	36	御堂会館	草花 3482-16	175	②	○	×		
	37	菅生交流会館	菅生 582	100	②	○	○		
	38	市民球場	原小宮 353	12,500	○	—	—		
西 秋 留	39	楓ヶ原会館	引田 512-2	160	②	○	○		
	40	一の谷児童館	引田 928	140	②	○	×		
	41	一の谷小学校校庭	引田 980	7,401	○	—	—		
	42	一の谷小学校体育館	引田 980	364	①	○	×	○	
	43	西中学校校庭	上代継 190	16,160	○	—	—		
	44	西中学校体育館	上代継 190	600	①	○	○	○	
	45	西秋留小学校校庭	上代継 292	10,821	○	—	—		
	46	西秋留小学校体育館	上代継 292	358	①	○	○	○	
	47	若葉児童館	上代継 303-5	100	②	○	○		
	48	千代里会館	上代継 424	175	②	○	○		
	49	代継会館	上代継 693-1	50	△	○	×		
	50	油平クラブハウス	油平 92-7	76	②	○	△		
	51	あきる野ルピア3・4F	秋川 1-8	624	①	○	○	○	
	52	秋川キララホール ※ロビー、エントランス部分	秋川 1-16-1	280	—	—	—	—	○
増 戸	53	山田グラウンド	山田 1-1	8,230	○	—	—		
	54	森の下公園	伊奈 851-2	3,290	○	—	—		
	55	五日市ファインプラザ	伊奈 859-3	1,000	①	○	○	○	○
	56	増戸会館	伊奈 1157-5	50	②	○	○		
	57	増戸小学校校庭	伊奈 1173	9,429	○	—	—		
	58	増戸小学校体育館	伊奈 1173	373	①	○	○	○	
	59	増戸中学校校庭	伊奈 1181	8,131	○	—	—		
	60	増戸中学校体育館	伊奈 1181	494	①	○	○	○	

地区	番号	施設名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定避難所	帰宅困難
					地震 (火災)	土砂	洪水		
五日市	61	五日市小学校校庭	五日市 315	9,646	○	—	—		
	62	五日市小学校体育館	五日市 315	463	①	○	○	○	
	63	五日市中学校校庭	五日市 400	11,104	○	—	—		
	64	五日市中学校体育館	五日市 400	569	①	×	○	○	
	65	五日市地域交流センター	五日市 411	480	①	○	○	○	○
	66	五日市会館	五日市 412	510	①	○	○	○	
	67	都立五日市高等学校校庭	五日市 894	10,680	○	—	—		
	68	小和田グラウンド	小和田 8	43,883	○	—	—		
	69	都立小峰公園	留原 284-1	3,317	○	—	—		
	70	小峰運動公園	小峰台 11	10,035	○	—	—		
戸倉	71	戸倉会館	戸倉 133-4	50	②	×	○		
	72	アートスタジオ五日市	戸倉 300	44	②	×	○		
	73	戸倉しろやまテラス グラウンド	戸倉 325	4,497	○	—	—		
	74	戸倉しろやまテラス 体育館	戸倉 325	378	①	△	○	○	
	75	戸倉運動場	戸倉 611-1	6,744	○	—	—		
小宮	76	ふるさと工房五日市	乙津 671	282	①	○	○	○	
	77	小宮ふるさと自然体 験学校校庭	乙津 1984	2,950	○	—	—		
	78	小宮ふるさと自然体 験学校 2・3F	乙津 1984	380	①	△	○	○	○
	79	小宮ふるさと自然体 験学校体育館	乙津 1984	392	①	△	○	○	
	80	小宮会館	乙津 1997	50	②	△	○		
	81	養沢センター	養沢 290-1	1,000	○	—	—		

※災害の規模、被害の状況により、指定緊急避難場所及び指定避難所以外にも町内会館・自治会館やその他の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

表の見方

【指定緊急避難場所】

<地震>

○＝延焼火災やその他の危険を回避するため避難する校庭や公園などの施設及び場所

①＝被害状況により、必要に応じ開設する施設

②＝①の避難状況や被害が拡大した場合に開設する施設

△＝安全性に配慮して開設する施設

<土砂>

○＝土砂災害警戒区域等の区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設

△＝土砂災害警戒区域等の区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設

×＝土砂災害警戒区域等にあるため対象外の施設

－＝屋外のため対象外の施設

<洪水>

○＝国及び東京都が示す浸水想定区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設

△＝浸水想定区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設

×＝浸水想定区域にあるため対象外の施設

－＝屋外のため対象外の施設

【指定避難所】

○＝家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた被災者が、一定期間滞在する施設。被害状況により、必要に応じ開設する

【帰宅困難】

○＝帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

避難者カードについて

地震等災害により住家被害が発生した場合、避難所には被災者が集まってきます。

建物の応急危険度判定を市が実施した後、市が避難所を開設しますが、避難所の管理運営については、各地区の防災・安心地域委員会が主体となり実施することになります。

避難所の管理運営に関する詳細な内容は、防災・安心地域委員会が作成した『避難所管理運営マニュアル』をご覧ください。

本資料編には、『避難所管理運営マニュアル』から抜粋した「避難者カード」を掲載しています。避難者確認は、避難所開設の最初期に行わなければならない作業です。

■町内会・自治会（加入者用）〔黄色〕

避難者カード							裏面は運営用		〇〇 町内会・自治会	
班 組		入所日		年 月 日 ()						
住 所	あきる野市					電 話	(調剤)			
						番 号	(030)			
※この避難所に避難した世帯構成員（同居している方）の氏名等を記入してください。										
続 柄	氏 名	年 齢	性 別	介 助	退 所 日	備 考				
避難代表者			男 女	要 不要						
			男 女	要 不要						
			男 女	要 不要						
			男 女	要 不要						
			男 女	要 不要						
緊急時連絡先 (親族等)	氏名（続柄）・電話番号・住所					安否の問い合わせに対して氏名及び住所を公表して良いですか？				
						可 ・ 否				
備 考	※入れ歯やめがねの不届、食事、病気・アレルギー等への何らかの配慮が必要ならばお書きください									
※1 世帯に1 枚です（書ききれない場合は、もう1 枚使用してください）。										

■町内会・自治会（未加入者用）〔青色〕

避難者カード							裏面は運営用
班 組		入所日		年 月 日 ()			
住 所	あきる野市			電 話 番 号	(調) (調)		
※この避難所に避難した世帯構成員（同居している方）の氏名等を記入してください。							
続 柄	氏 名	年 齢	性 別	介 助	退所日	備 考	
避難代表者			男 女	要 不要			
			男 女	要 不要			
			男 女	要 不要			
			男 女	要 不要			
			男 女	要 不要			
緊急時連絡先 （親族等）	氏名（続柄）・電話番号・住所			安否の問い合わせに対して氏名及び住所を公表して良いですか？			
備 考	※入れ歯やめがねの不備、食事、病気・アレルギー等への何らかの配慮が必要ならばお書きください						
※1世帯に1枚です（書ききれない場合は、もう1枚使用してください）。							

■地域外住民（別地区、市外等）〔ピンク色〕

避難者カード							裏面は運営用	地域外
班 組		入所日		年 月 日 ()				
住 所				電 話 番 号	(調) (調)			
※この避難所に避難した世帯構成員（同居している方）の氏名等を記入してください。								
続 柄	氏 名	年 齢	性 別	介 助	退所日	備 考		
避難代表者			男 女	要 不要				
			男 女	要 不要				
			男 女	要 不要				
			男 女	要 不要				
			男 女	要 不要				
緊急時連絡先 （親族等）	氏名（続柄）・電話番号・住所			安否の問い合わせに対して氏名及び住所を公表して良いですか？				
備 考	※入れ歯やめがねの不備、食事、病気・アレルギー等への何らかの配慮が必要ならばお書きください							
※1世帯に1枚です（書ききれない場合は、もう1枚使用してください）。								

■避難者カード裏面（共通）

裏面（運営記入面）	
技能チェック	備考
☐ 建築・土木 ()	
☐ 医療・介護 ()	
☐ 電気 ()	
☐ 衛生・調理 ()	
☐ 消防団 ()	
☐ その他 ()	

■避難者カード裏面（記入例）

裏面（運営記入面）	
技能チェック	備考
☒ 建築・土木 (次郎)	避難者の「誰が」どの技能を持っているか、わかるようにしておく
☒ 医療・介護 (太郎一介護士 花子一看護士)	
☐ 電気 ()	必要があれば、詳細まで記載する。 例：医師、介護バイト経験有り 建築会社勤務、衛生管理の仕事
☐ 衛生・調理 ()	備考欄には表面や技能に関する補足情報等を記入する。
☒ 消防団 (三郎)	
☒ その他 英会話 (花子)	
	その他は必要に応じて、記入する。 例：英会話、手話

安否確認旗について

防災の基本は、自らの安全は自らが守る「自助」と、地域を守る最も効果的な方法である「共助」にあります。震災のような広域災害が起きた場合、地域の警察や消防なども同時に全ての現場に向かうことはできません。また、自衛隊など被災地の外からの応援の到着には時間がかかります。救出活動も消火活動も、できるだけ早く、そして、多くの人が参加するほど、被害を小さく抑えることができます。

『安否確認旗』は、地域みなさんと協力し地域を守る「備えと行動」の取組の一環として、町内会・自治会連合会と防災・安心地域委員会が協働で作成したものです。地震の揺れがおさまリ、自宅が無事であったとしても、隣の家から出た火を放っておけば、自分の家も燃えてしまいます。隣の家火も消すことが、自分の家を守る、唯一の方法です。また、自分が生き埋めになったとき、それに気づき、最初に救出活動を始めてくれるのは近隣にいる方々です。町内会・自治会では、いざというときに備えての地域づくりに取り組んでいますが、この取組には、地域みなさんの参加と協力が欠かせません。災害時に円滑な協力活動ができるよう、また自身と家族の生命・財産を守るためにも、町内会・自治会への加入をお願いします。

『安否確認旗』は、災害時に自身や家族が無事であることを周囲に知らせることで、被災者への支援が届きやすくするためのものです。自宅で大切に保管し、実際に災害が発生したときはもちろん、防災訓練などでも活用しましょう。また、各町内会・自治会において、どのような状況で『安否確認旗』を掲出するかを事前に決めておくといいでしょう。

使用方法

①



地震などの災害が発生したら、まずは自分の身を守りましょう。

②



建物内にいる人が無事な場合、自宅の門扉等に旗を掲げ、「無事」であることを近隣に知らせます。

③



自主防災組織や消防団、防災リーダーなどが、安否確認旗の掲出状況を確認

④



安否確認旗が掲出されていない家を確認し、被災が確認された場合、避難支援活動や救助活動などを実施

災害関連情報の取得等について

【1】防災行政無線放送

防災行政無線は、災害時における災害情報の伝達手段の確保を目的として構築されている無線システムです。災害が発生した際には、災害の規模や災害現場の位置、状況を把握し、いち早く正確な情報を地域住民などに伝達する必要があるため、公共が提供する仕組みとして不可欠なものです。

防災行政無線放送は、屋外にいる人への情報伝達を想定したシステムです。気象状況や地形等によっても聞こえ方が異なり、また近年では住宅の機密性・遮音性も高まっているため、屋内では聞きづらかったり、聞こえない場合もあります。

このようなことから、あきる野市では防災行政無線放送を補完するために、『安心メール』の配信や放送内容を確認できる『防災行政無線放送確認ダイヤル』を整備しています。

【2】防災行政無線放送確認ダイヤル

防災行政無線で流された情報を聞くことができる電話サービスです。

放送後、24 時間の間、放送内容を聞くことができます。（お昼や夕刻に流すチャイム、子どもの見守り等、定例的に流している放送は、記録されません。）

■フリーダイヤル 0120-558-540 … 市内固定電話を利用する場合

■有料ダイヤル 042-558-7777 … 携帯電話等を利用する場合

【3】あきる野安心メール

あきる野安心メールは、火災等災害発生情報や防災関連情報、不審者等防犯情報などを、携帯電話やパソコンに文字情報で送信するサービスです。

メールの配信を希望する人は、事前登録が必要です。

右側の QR コードを携帯電話のバーコード読み取り機能で読み取って、メールアドレスを表示させます。

表示されたメールアドレス宛に、件名・本文に何も書かないでメール送信ボタンを押します。「配信サービスに登録しますか？」という確認メールが届いたら、そのまま何も変えないで返信ボタンを押します。

配信サービスへの登録完了メールが届いたら手続き完了です。

**あきる野
安心メール登録**
akiruno2-entry@tk.e-msg.jp



- 防災情報
- 防犯情報

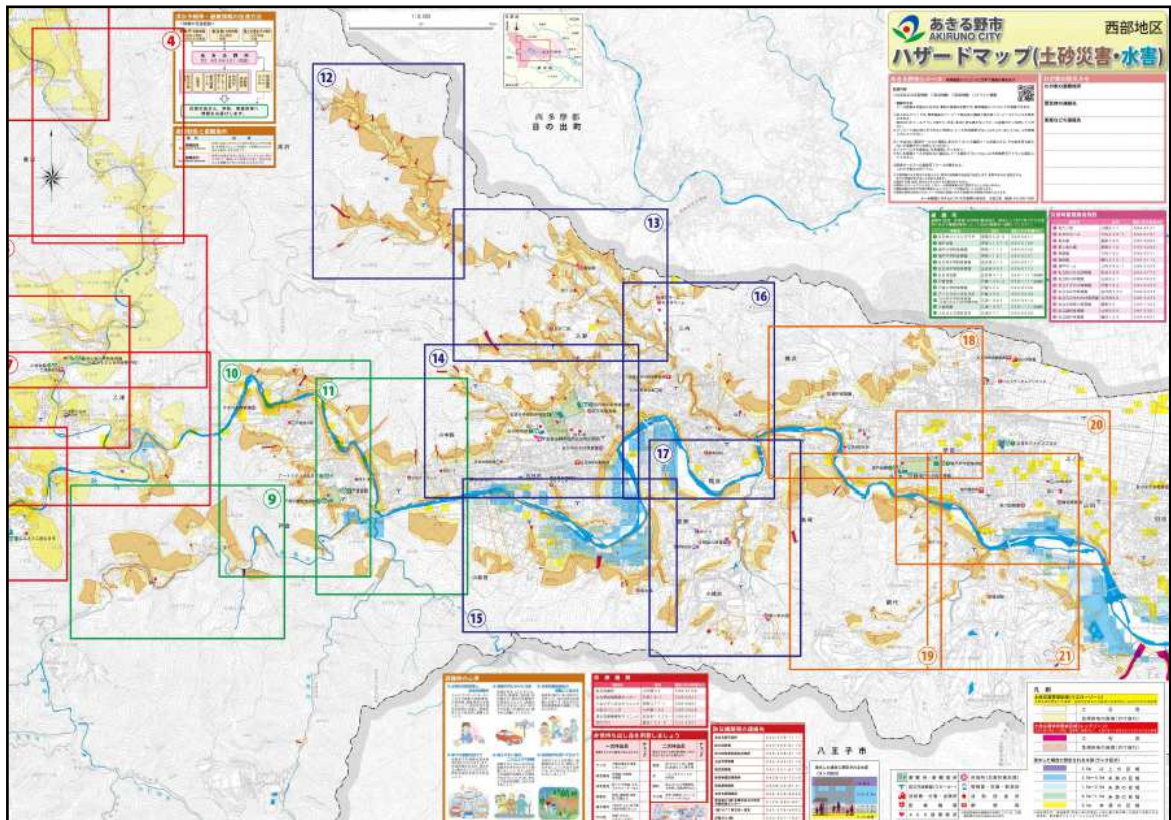
QRコードを読み取って
そのままメールを送信

※バーコードの読み取りができない場合は、メール作成画面で、**Akiruno2-entry@tk.e-msg.jp** を直接入力してください。

【4】土砂災害警戒区域情報(ハザードマップ)

日本では、年間 1000 件以上の土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）が発生しています。現在、土砂災害が発生する危険性のある場所は日本全国で約 52 万箇所あり、あきる野市内でも 778 箇所が土砂災害警戒区域に指定されています。

土砂災害警戒区域（及び特別警戒区域）情報と浸水想定を掲載したハザードマップは、市役所総務部地域防災課（市役所 4 階南側）で入手できます。また、ホームページ上でも確認することができます。



【5】気象情報

台風や集中豪雨、降雪等に関する気象情報は、気象庁のホームページ上で、随時更新されています。突然発生する地震と違い、台風等気象状況については、ある程度前の段階から進路や規模等が予想できることから、事前の対策をとることも可能です。

風水害への備えとして、TV やラジオ、インターネット等からの情報入手に努めましょう。

■気象庁（Japan Meteorological Agency）HP

URL <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■国土交通省：XRAIN（Xバンド MP レーダ雨量情報）

URL <http://www.river.go.jp/xbandradar/>

■デジタル台風：台風画像と台風情報

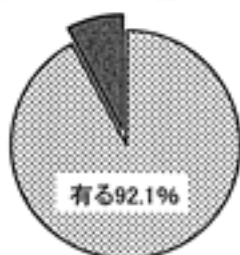
URL <http://agora.exnii.ac.jp/digital-typhoon/>

自主防災組織活動状況アンケート集計結果（平成25年度実施）

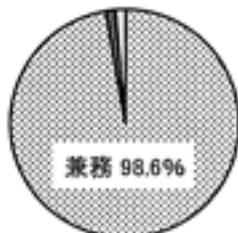
1. アンケート回収状況



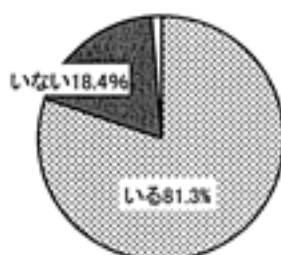
2.1 自主防災組織の有無



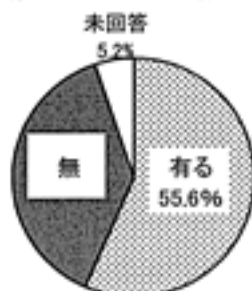
2.2 防災組織の会長は兼務



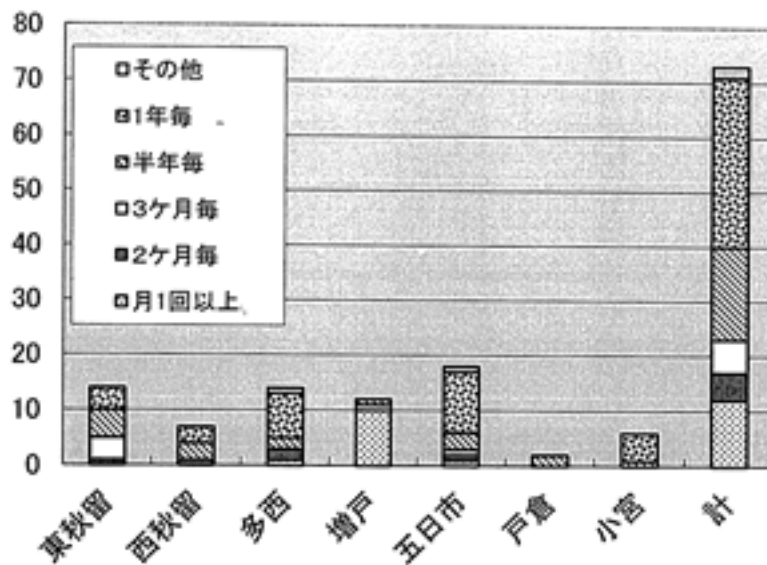
2.3 防災リーダーがいる？



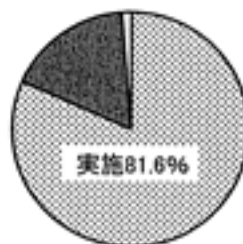
2.4 行動マニュアルの有無



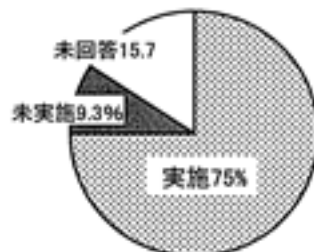
3.1 防災活動日数



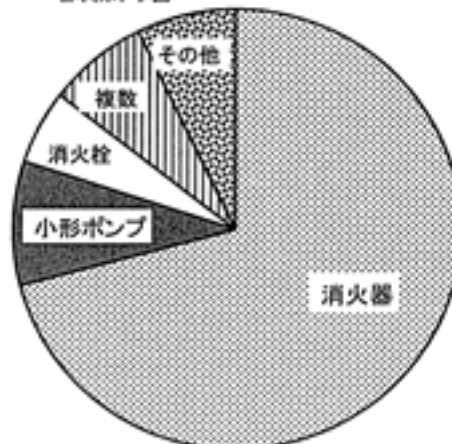
3.2 避難訓練



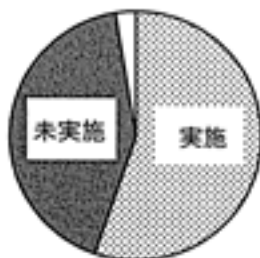
3.3 防災訓練・消火訓練



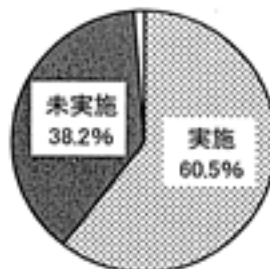
訓練内容



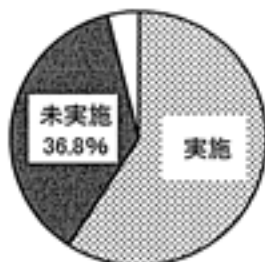
3.4救出救護訓練



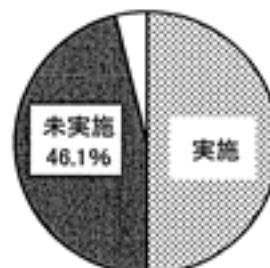
4.2避難ルート確認



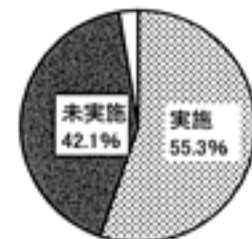
3.5炊き出し給食訓練



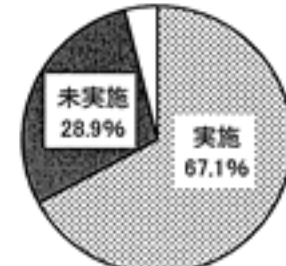
4.3要援護者カード作成



3.6情報伝達訓練

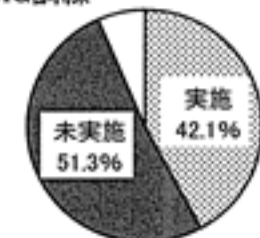


4.4知識普及・啓発活動

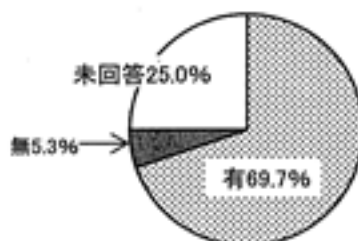


4. 啓発訓練

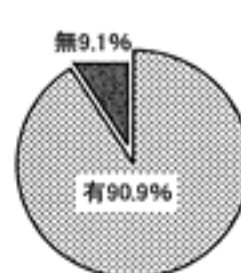
4.1DIG訓練



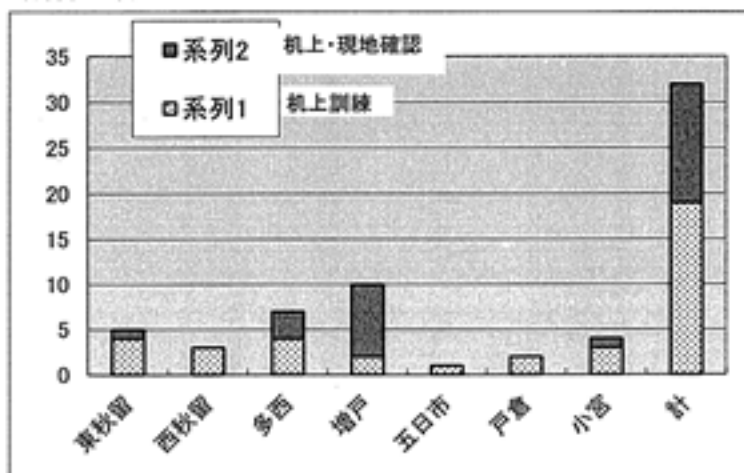
5. 1資器材の有無



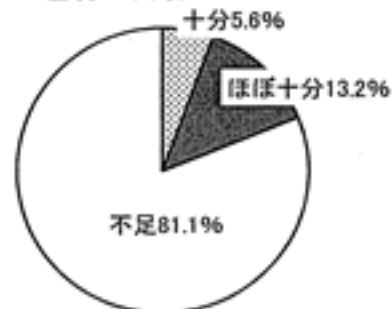
5.2リスト有無



訓練内容



5.3色材の内容



※本資料は、防災・安心地域委員会が平成25年度に実施した「自主防災組織活動状況アンケート」の集計結果報告書から抜粋したものです。

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of numerous horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The lines are black and set against a plain white background. There are no margins, text, or other markings on the page.

このマニュアルは、町内会・自治会の自主防災組織の活動支援を目的として作成したガイドラインです。災害への備えとして、日頃から地域の体制づくりや防災訓練等を通じての地域住民の防災意識啓発に取り組んでください。町内会・自治会の役員改選等に伴い、自主防災組織の活動が停滞（又は後退）し、地域の防災力が低下しないよう、本マニュアルを活用していただきたいと思います。

※役員等の引継ぎの際には、後任の方に本冊子「自主防災組織活動マニュアル」を引継いでください。

発行：平成29年5月（第2版）
作成：あきる野市防災・安心地域委員会
あきる野市総務部地域防災課